

団体※の口座を開設されるお客様へ

(※権利能力なき社団・財団)

令和8年10月1日
みえなか農業協同組合

当組合では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心してお客様にご利用いただくため、団体のお客様の口座開設に際しては、以下のとおり対応させていただきます。

また、すでに口座をお持ちのお客様にも同様のお願いをさせていただいております。

お客様には大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1. 団体の口座開設お申し込みに必要な書類

口座開設のお申し込みの際には、以下の書類をご提示ください。

なお、ご提示いただいた資料につきましては、当組合にてコピー（写し）をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

確認事項	お持ちいただくもの
団体・代表者さま等の確認	【団体の確認書類】 ・規約、定款、会則 など
	【代表者さまがご来店される場合】 ・代表者さまの本人確認書類（運転免許証等）
	【代表者さま以外の方がご来店される場合】 ・ご来店者さまの本人確認書類（運転免許証等） ・代表者さまの住所・氏名・生年月日を確認できる書類
事業内容・実態の確認 (必要に応じて)	・総会の議事録・収支報告書、構成員名簿 など

2. 審査および留意事項について

- ・当組合の事業エリア内に団体の活動拠点等がない場合、原則口座開設をお断りさせていただきます。なお、当組合の事業エリアは松阪市、津市（美杉町・白山町・一志町・香良洲町、旧久居市）でございます。
- ・1つの団体に1名義とさせていただきます。なお、規約等に記載された団体の名称をご名義（顧客名）とし、用途に応じた別名義等のお申込みはお断りさせていただきます。
- ・団体を代表される方を代表者としてご登録させていただきます。（会計のみをご担当される方等ではございません）
- ・団体の具体的な活動内容やお取引の目的などを確認させていただきます。
- ・口座開設の審査をさせていただくため、お申込み当日の口座開設はいたしかねます。
また、お申込みから口座開設まで2週間程度お時間をいただく場合がございます。
- ・上記審査の過程で、追加の資料提出のご依頼や、団体の代表者の方との面談等をお願いする場合がございます。
- ・上記追加の書類を提示いただけない場合、面談に応じていただけない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。